

町田市個人情報保護法施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求等に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報の開示をこれが記録されている地方公共団体等行政文書の写し等の交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより算出した額の手数料を徴収する。

3 前項に規定する手数料については、町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）第5条の規定は、適用しない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、

開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から21日以内にしなければならない。

ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から21日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があ

るときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問)

第10条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年3月町田市条例第6号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の個人情報保護制度の運用に関する重要事項を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(町田市個人情報保護条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る

個人情報保護に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号。以下「旧条例」という。）

(2) 町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護に関する条例（平成15年3月町田市条例第10号）

（旧条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第12条の3第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは指定管理者の管理する公の施設の管理業務に従事している者又は施行日前において受託業務に従事していた者若しくは指定管理者の管理する公の施設の管理業務に従事していた者に係る同項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第20条（同条第2項及び第3項の規定を旧条例第22条第2項、第23条第2項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）、第22条第1項、第23条第1項又は第24条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止については、なお従前の例による。

6 施行日前にされた保有個人情報の開示、訂正、消去等又は利用等の中止の請求に

対する旧実施機関の処分又はその不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

- 7 前項の規定にかかわらず、同項の審査請求に対する裁決をすべき旧実施機関が施行日以後に旧条例第30条第2項の規定による諮問をしようとするときは、同項の町田市行政不服審査会に代えて町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとし、当該町田市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続、調査審議の手続の併合又は分離及び調査審議の手続の非公開については、町田市行政不服審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）による改正前の町田市行政不服審査会条例第7条から第13条までの規定の例による。
- 8 附則第3項又は第4項に規定する者が、正当な理由もなく、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 附則第3項又は第4項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第8項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。
- 11 附則第2項の規定により旧条例及び町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の規定がその効力を失う前にした違反行為に

対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

地方公共団体等行政文書の種類	金額
文書及び図画	写し（白黒）の交付1枚につき 10円
	写し（カラー）の交付1枚につき 20円
電磁的記録	複写した光ディスクの交付1枚につき 100円
	印刷物として出力したもの（白黒）の交付1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの（カラー）の交付1枚につき 20円

備考

- 1 文書及び図画を複写し、又は電磁的記録を印刷物として出力する場合は、日本産業規格A列3番又は日本産業規格A列4番の大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙を交付する場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。